

「令和7年度島工藝おきなわ販路拡大推進事業販売促進プロモーション業務委託」 企画提案仕様書

1 委託事業名

令和7年度島工藝おきなわ販路拡大推進事業販売促進プロモーション業務委託

2 事業実施期間

契約締結の日から令和8年3月13日まで

3 目的及び事業概要

沖縄県には、王国時代から続く伝統工芸品や地域素材を活かした新しい工芸品など、離島を含め各地に魅力的な工芸品が存在している。しかし、一部工芸品を除いて沖縄工芸品の認知度および購入経験率は県内外ともに低い状況にあり、認知度向上および販売機会拡大を図る必要がある。また、沖縄県への入域観光客数が増加してきたなか、好調な県内観光需要や観光消費の取り込みを図る必要がある。

そこで、本事業では、沖縄の工芸品の認知度向上と販売機会の拡大を図ることを目的として、販売促進プロモーション等を実施する。

4 提案総額の上限

金 3,891,000 円 以内（消費税及び地方消費税相当額を含む）とする。

※当該金額は、企画提案において提示する金額の上限であり契約金額ではない。

5 委託業務内容

- (1) 展示・販売イベントで活用可能な装飾物として、B1サイズタペストリー20部を作成。沖縄県内の伝統的工芸品等の主な工芸産地及び工芸品が一度に把握できる地図標記でまとめるなど、沖縄工芸の紹介しつつ魅力を伝える保存版として今後も活用できる内容にすること。
（主な工芸産地及び工芸品）喜如嘉の芭蕉布、読谷山花織・ミンサー、知花花織、琉球びんがた、首里織、琉球絣・南風原花織、久米島紬、宮古上布、八重山上布、八重山ミンサー、与那国織、琉球漆器、三線、琉球ガラス、ウージ染め、うらそえ織、小木工、金細工 等
- (2) 沖縄工芸品の魅力を伝えるための、県が指定するPRイベント出展・展示3件以上。イベントは県内1件、県外2件を想定しており、沖縄県が主催又は共催する文化・歴史のPRイベント・商談イベントや、沖縄観光コンベンションビューロー等が実施する県外での観光誘客イベント等とタイアップして出展する。展示スペースや体験スペースは一コマ3m四方程度での展開で、2日程度を想定。実際の参加イベント等の選定は、実施主体等と調整の上、決定する。

展示は、5ジャンル以上の実物サンプルを展示の上、可能な限り工芸職人等を招聘しての工芸体験ワークショップを併せて開催すること。ワークショップは、講師謝金、旅費、原材料費、送料等必要な経費を見積もること。※県外にて活動する、沖縄の工芸職人を現地派遣

する方法も可。

そのほか、県が製作・発行している多言語パンフレットや、県所有の工芸品の画像・動画・販促物も活用すること。

- (3) 異業種ショップ等における工芸品ポップアップ展示・販売2件以上。広範囲の工芸ジャンルの品を販売できるようにすること。県外・海外のネットワークを持っており、効果的な展開が可能であれば県外・海外での出展も可。県が製作・発行している多言語パンフレットや、県所有の工芸品の画像・動画・販促物も活用すること。

(4) 成果報告

本事業の実施結果、成果報告として、事業の実施方法・内容及びその効果、全体考察等を報告書にまとめ、県に提出すること。

- (5) その他、本事業の実施のために必要な業務や、効果的と思われる業務を提案、実施すること（自主提案）。

6 企画提案書の内容について

- (1) 5(1)装飾物について、デザイン案を提案すること。
- (2) 5(2)県が指定するイベントでの企画について、展示方法や、工芸体験ワークショップの内容や方法などを具体的に提案すること。なお、展示スペースや体験ブーススペースは限られるため、一コマ3m四方程度での展開を基本として想定すること。
- (3) 5(3)異業種ショップ等における工芸品の展示・販売について、候補案とその理由を提案すること。また、実績があれば、これまでの実績一覧とそれぞれの評価を述べること。
- (4) これまで担当したことのあるイベント実績を3事例、紹介すること。工芸か否かは問わない。場所、ターゲット層、来場者数、会場や装飾がわかる写真3～5点。
- (5) その他、本県工芸品のPRに有効だと思われる事業について提案すること。

7 再委託について

- (1) 本事業に係る業務全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請け負わせることはできない。また、契約金額の50%を超える業務や、企画判断、管理運営、指導監督、確認検査等本業務委託の主たる部分についてはその履行を第三者に委任し、又は請け負わせるはならない。
- (2) 契約の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。ただし、チラシ、ポスター等広報物の制作、資料の収集、整理、複写、印刷・製本、原稿・データの入力及び集計、企画判断を伴わない放送、雑誌への掲載、掲示、印刷、複写、制作、製本、製造、搬送、インターネット広告等「その他、軽易な業務」を第三者に委任し、又は請け負わせるときはこの限りでない。
- (3) 本契約の企画提案審査会参加者であった者に契約の履行を委任し、又は請け負わせることはできない。また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請け負わせることはできない

8 成果物等の提出

- (1) タペストリー、工芸品の販促物等

納品期限：令和7年10月31日

納品場所：沖縄県庁8階商工労働部ものづくり振興課

- (2) 成果報告書等 紙1部、PDFデータ（本事業で製作した販促物のデータ含む）

納品期限：実績報告書の提出期限まで

納品場所：沖縄県庁8階商工労働部ものづくり振興課

9 知的財産権等の取扱い

本業務により生じた著作権を含む全ての知的財産権は、委託者である沖縄県に帰属する。ただし、本業務の実施にあたり、第三者の著作権等その他権利に抵触するものについては、受託者の責任をもって処理すること。

10 秘密保持及び個人情報の取扱い

- (1) 本業務により得られた成果品、資料、情報等は、委託者の許可無く他に公表、貸与、使用、複写、漏えいしてはならない。
- (2) 受託者は、本業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この委託が終了、又は解除されたあとにおいても同様とする。
- (3) 受託者は、本業務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。なお、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法第57号）を遵守する。

11 その他の留意事項

- (1) 本事業は国の補助などを活用して実施するものであり、受託事業者は経理管理にあたっては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法第179号）に基づき、適正に執行する必要がある。
- (2) 本仕様書に定める事項について生じた疑義又は本仕様書に定めのない事項については、沖縄県と受託事業者双方で協議して解決するものとし、必要な事項は別に定める。
- (3) 限られた期間内での実施となるため、業務進捗や業務内容について、県の指示や調整に迅速に対応すること。